



宮 崎 県 公 報

令和2年2月6日(木曜日) 第78号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日

購読料(送料共) 1年 41,700円

目 次

規 則	頁
○水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則……………(水産政策課) 1	
告 示	
○道路の区域の変更(7件)……………(道路保全課) 16	
○道路の供用の開始(7件)……………(“) 17	
○土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 18	
○土砂災害特別警戒区域の指定……………(“) 19	

公 告

○主要農作物等奨励品種の選定……………(農産園芸課) 19	
○地図及び簿冊の認証……………(農村計画課) 19	
○土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) 19	
○県営土地改良事業計画の変更……………(“) 19	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 20	
○入札公告(2件)……………21	

選挙管理委員会告示

○平成31年4月7日執行宮崎県議会議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表……………23	
--	--

規 則

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年2月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第3号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則(平成13年宮崎県規則第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定款変更の認可申請及び届出)</p> <p>第16条 組合は、法第48条第2項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。)の規定による定款の変更の認可を受けようとするときは、定款変更認可申請書(別記様式第21号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の場合において、出資1口の金額を減少するために定款を変更しようとするときは、第1項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第53条第2項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び催告をしたことに関する監事の証明書</p> <p>(3) 前号の公告及び催告について、債権者の異議がなかった場合においてはその旨の監事の証明書、債権者の異議があった場合においては法第54条第2項(法第86条第2項、第92条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。)に規定する手続を経たことに関する監事の証明書</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>(定款変更の認可申請及び届出)</p> <p>第16条 組合(漁業生産組合を除く。)は、法第48条第2項(法第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。)の規定による定款の変更の認可を受けようとするときは、定款変更認可申請書(別記様式第21号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の場合において、出資1口の金額を減少するために定款を変更しようとするときは、第1項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第53条第2項(法第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び催告をしたことに関する監事の証明書</p> <p>(3) 前号の公告及び催告について、債権者の異議がなかった場合においてはその旨の監事の証明書、債権者の異議があった場合においては法第54条第2項(法第92条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。)に規定する手続を経たことに関する監事の証明書</p> <p>4・5 [略]</p>

6 組合は、法第48条第4項（法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとするときは、定款変更届出書（別記様式第22号）に第1項に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（信用事業の譲渡又は譲受けの認可及び譲渡の届出）

第17条 組合（漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。）は、法第54条の2第3項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により信用事業の譲渡の認可を受けようとするときは、信用事業譲渡認可申請書（別記様式第23号）に命令第43条第1項に掲げる書類を、信用事業の譲受けの認可を受けようとするときは、信用事業譲受け認可申請書（別記様式第24号）に命令第44条第1項に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 組合（漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。）は、法第54条の2第7項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による信用事業の全部の譲渡の届出をしようとするときは、信用事業譲渡届出書（別記様式第25号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（1）～（3） 〔略〕

（共済事業の譲渡等の届出）

第18条 組合（漁業協同組合及び水産加工業協同組合に限る。）は、法第54条の4第4項（法第96条第3項において準用する場合を含む。）において準用する法第54条の2第7項の規定による共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の届出をしようとするときは、共済事業譲渡（共済契約移転）届出書（別記様式第26号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（1）～（6） 〔略〕

（設立の認可申請）

第19条 法第63条第1項（法第86条第3項、第92条第4項、第96条第4項、第100条第4項及び第100条の8第4項において準用する場合を含む。）の規定による組合の設立の認可を受けようとする発起人は、組合設立認可申請書（別記様式第27号）に法第63条第1項に規定する書類及び次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（1）～（7） 〔略〕

2 設立の認可を受けようとする組合は、漁業及びこれに附帯する事業を営もうとするときは、前項に掲げる書類のほか、第16条第2項に掲げる書類を添えなければならない。

6 組合（漁業生産組合を除く。）は、法第48条第4項（法第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定による定款変更の届出をしようとするときは、定款変更届出書（別記様式第22号）に第1項に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

第16条の2 漁業生産組合は、法第84条の7第2項の規定による定款変更の届出をしようとするときは、定款変更届出書（別記様式第23号）に前条第1項に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（信用事業の譲渡又は譲受けの認可及び譲渡の届出）

第17条 組合（漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。）は、法第54条の2第3項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により信用事業の譲渡の認可を受けようとするときは、信用事業譲渡認可申請書（別記様式第24号）に命令第43条第1項に掲げる書類を、信用事業の譲受けの認可を受けようとするときは、信用事業譲受け認可申請書（別記様式第25号）に命令第44条第1項に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 組合（漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。）は、法第54条の2第7項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による信用事業の全部の譲渡の届出をしようとするときは、信用事業譲渡届出書（別記様式第26号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（1）～（3） 〔略〕

（共済事業の譲渡等の届出）

第18条 組合（漁業協同組合及び水産加工業協同組合に限る。）は、法第54条の4第4項（法第96条第3項において準用する場合を含む。）において準用する法第54条の2第7項の規定による共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の届出をしようとするときは、共済事業譲渡（共済契約移転）届出書（別記様式第27号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（1）～（6） 〔略〕

（設立の認可申請）

第19条 法第63条第1項（法第92条第4項、第96条第4項、第100条第4項及び第100条の8第4項において準用する場合を含む。）の規定による組合の設立の認可を受けようとする発起人は、組合設立認可申請書（別記様式第28号）に法第63条第1項に規定する書類及び次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（1）～（7） 〔略〕

2 設立の認可を受けようとする組合は、漁業及びこれに附帯する事業を営もうとするときは、前項に掲げる書類のほか、第16条第2項に掲げる書類を添えなければならない。

（設立の届出）

第19条の2 漁業生産組合は、法第85条の2第4項の規定による設立の届出をしようとするときは、漁業生産組合設立届出書（別記様式第29号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（1） 設立理由書

（2） 定款

（3） 設立の登記に係る登記事項証明書

（4） その他知事が必要と認める書類

(解散の認可申請)

第20条 組合は、法第68条第2項（法第86条第4項、第96条第5項及び第100条の8第5項において準用する場合を含む。）又は第91条第2項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による解散の認可を受けようとするときは、組合解散認可申請書（別記様式第28号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、組合員に出資をさせない組合（以下「非出資組合」という。）にあっては、第3号の書類のうち貸借対照表を必要としない。

(1)～(4) [略]

(解散の届出)

第21条 組合は、法第68条第1項第3号及び第4号並びに第4項（法第86条第4項、第96条第5項及び第100条の8第5項において準用する場合を含む。）若しくは法第91条第1項第3号及び第4号並びに第4項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による解散をしたときは、解散の日から7日以内に、組合解散届出書（別記様式第29号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、非出資組合にあっては、第2号の書類のうち貸借対照表を必要としない。

(1)～(3) [略]

(合併の認可申請)

第22条 組合は、法第69条第2項（法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項、第100条第5項及び第100条の8第5項において準用する場合を含む。）の規定による合併の認可を受けようとするときは、合併認可申請書（別記様式第30号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、非出資組合にあっては、第6号及び第7号の書類を、非出資組合であって、かつ、法第11条第1項第5号から第7号までの事業を行わないものにあつては、第6号及び第7号の書類並びに第3号の書類のうち貸借対照表及び損益計算書を必要としない。

(1)～(5) [略]

(6) 法第69条第4項（法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項、第100条第5項及び第100条の8第5項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する法第53条第2項の規定による公告及び催告をしたことに関する監事の証明書

(7)・(8) [略]

2 組合は、合併による新たな組合の設立をしようとするときは、新設合併認可申請書（別記様式第31号）に前項に掲げる書類（第5号の書類を除く。）のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(解散の認可申請)

第20条 組合（漁業生産組合を除く。）は、法第68条第2項（法第96条第5項及び第100条の8第5項において準用する場合を含む。）又は第91条第2項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による解散の認可を受けようとするときは、組合解散認可申請書（別記様式第30号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、組合員に出資をさせない組合（以下「非出資組合」という。）にあっては、第3号の書類のうち貸借対照表を必要としない。

(1)～(4) [略]

(解散の届出)

第21条 組合（漁業生産組合を除く。）は、法第68条第1項第3号及び第4号並びに第4項（法第96条第5項及び第100条の8第5項において準用する場合を含む。）若しくは法第91条第1項第3号及び第4号並びに第4項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による解散をしたときは、解散の日から遅滞なく、組合解散届出書（別記様式第31号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、非出資組合にあっては、第2号の書類のうち貸借対照表を必要としない。

(1)～(3) [略]

2 漁業生産組合は、法第85条の4第2項の規定による届出をしようとするときは、漁業生産組合解散届出書（別記様式第32号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、法第86条第4項において準用する法第68条第1項第3号の事由により解散した場合にあっては第2号及び第3号の書類を、同項第4号の事由により解散した場合にあっては第3号の書類を必要としない。

(1) 解散理由書

(2) 解散の登記に係る登記事項証明書

(3) 法第86条第4項において準用する法第68条第1項第1号の事由により解散した場合にあっては、解散を決議した総会の議事録の謄本

(4) その他知事が必要と認める書類

(合併の認可申請)

第22条 組合（漁業生産組合を除く。）は、法第69条第2項（法第92条第5項、第96条第5項、第100条第5項及び第100条の8第5項において準用する場合を含む。）の規定による合併の認可を受けようとするときは、吸収合併認可申請書（別記様式第33号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、非出資組合にあっては、第6号及び第7号の書類を、非出資組合であつて、かつ、法第11条第1項第5号から第7号までの事業を行わないものにあつては、第6号及び第7号の書類並びに第3号の書類のうち貸借対照表及び損益計算書を必要としない。

(1)～(5) [略]

(6) 法第69条第4項（法第92条第5項、第96条第5項、第100条第5項及び第100条の8第5項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する法第53条第2項の規定による公告及び催告をしたことに関する監事の証明書

(7)・(8) [略]

2 組合（漁業生産組合を除く。）は、合併による新たな組合の設立をしようとするときは、新設合併認可申請書（別記様式第34号）に前項に掲げる書類（第5号の書類を除く。）のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

<p>(1)~(6) [略]</p> <p>(清算終了の届出)</p> <p>第23条 法第85条の10の規定による届出をしようとする清算人は、清算終了の登記の完了した日から7日以内に、清算終了届出書(別記様式第32号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p>(検査又は取消請求)</p> <p>第24条 組合員は、法第 123条第 1 項の規定による業務又は会計状況の検査を請求しようとするときは、検査請求書(別記様式第33号)に請求理由書及び総組合員の10分の1以上の組合員の同意を得たことを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 組合員は、法第 125条第 1 項(法第 125条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による決議、選挙又は当選の取消しの請求をしようとするときは、決議(選挙、当選)の取消請求書(別記様式第34号)に請求理由書及び総組合員の10分の1以上の組合員の同意を得たことを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(総会等招集の報告)</p> <p>第25条 組合は、総会又は総代会を開催しようとするときは、開催の日の7日前までに、総会(総代会)招集報告書(別記様式第35号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の報告書の記載内容に変更があるときは、直ちに、総会(総代会)招集変更報告書(別記様式第36号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>(総会等終了の報告)</p> <p>第26条 組合は、総会又は総代会を終了したときは、終了した日から14日以内に、総会(総代会)終了報告書(別記様式第37号)に議事録の謄本及び付議した議案等関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(役職員についての報告)</p> <p>第27条 組合は、役員を選挙し、又は選任したときは、当該選挙又は選任の日から14日以内に、役員選挙(選任)報告書(別記様式第38号)に役員選挙録(選挙の場合に限る。)及び役員調書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 組合は、組合を代表する理事若しくは組合の常務に従事する役員に異動があったとき又は参事若しくは会計主任を任免したときは、当該異動又は任免の日から14日以内に、役職員異動報告書(別記様式第39号)に理事会議事録の謄本を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(組合員からの請求に関する報告)</p>	<p>(1)~(6) [略]</p> <p>(合併の届出)</p> <p>第22条の2 漁業生産組合は、法第85条の5第3項の規定による合併の届出をしようとするときは、漁業生産組合吸収合併届出書(別記様式第35号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 登記事項証明書</p> <p>(2) その他知事が必要と認める書類</p> <p>2 漁業生産組合は、合併により新たな漁業生産組合の設立をしたときは、漁業生産組合新設合併届出書(別記様式第36号)に前項各号に掲げる書類のほか定款を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(清算終了の届出)</p> <p>第23条 法第85条の14の規定による届出をしようとする清算人は、清算終了の登記の完了した日から7日以内に、清算終了届出書(別記様式第37号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p>(検査又は取消請求)</p> <p>第24条 組合員は、法第 123条第 1 項の規定による業務又は会計状況の検査を請求しようとするときは、検査請求書(別記様式第38号)に請求理由書及び総組合員の10分の1以上の組合員の同意を得たことを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 組合員は、法第 125条第 1 項(法第 125条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による決議、選挙又は当選の取消しの請求をしようとするときは、決議(選挙、当選)の取消請求書(別記様式第39号)に請求理由書及び総組合員の10分の1以上の組合員の同意を得たことを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(総会等招集の報告)</p> <p>第25条 組合は、総会又は総代会を開催しようとするときは、開催の日の7日前までに、総会(総代会)招集報告書(別記様式第40号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の報告書の記載内容に変更があるときは、直ちに、総会(総代会)招集変更報告書(別記様式第41号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>(総会等終了の報告)</p> <p>第26条 組合は、総会又は総代会を終了したときは、終了した日から14日以内に、総会(総代会)終了報告書(別記様式第42号)に議事録の謄本及び付議した議案等関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(役職員についての報告)</p> <p>第27条 組合は、役員を選挙し、又は選任したときは、当該選挙又は選任の日から14日以内に、役員選挙(選任)報告書(別記様式第43号)に役員選挙録(選挙の場合に限る。)及び役員調書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 組合は、組合を代表する理事若しくは組合の常務に従事する役員に異動があったとき又は参事若しくは会計主任を任免したときは、当該異動又は任免の日から14日以内に、役職員異動報告書(別記様式第44号)に理事会議事録の謄本を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(組合員からの請求に関する報告)</p>
--	---

第29条 組合は、組合員から次の各号に掲げる請求を受けたときは、直ちに、役員改選等請求報告書(別記様式第40号)に当該請求に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(規約の設定、変更又は廃止の報告)

第30条 組合は、規約を定め、変更し、又は廃止したときは、規約の設定、変更又は廃止を行った日から14日以内に、規約設定(変更、廃止)報告書(別記様式第41号)に規約の設定、変更又は廃止を決議した総会又は総代会の議事録の謄本及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(事故の報告)

第31条 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、事故報告書(別記様式第42号)に、その概況及び理由を記載し、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(事業休止等の報告)

第32条 組合は、30日を超える期間にわたって事業の全部又は一部を休止しようとするときは、組合事業休止報告書(別記様式第43号)に理由書及び監事の意見書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、休止していた事業を再開したときは、組合事業再開報告書(別記様式第44号)に理由書及び監事の意見書を添えて、知事に提出しなければならない。

(登記完了の報告)

第33条 組合は、法第101条から第107条まで又は第109条の規定による登記を完了したときは、当該登記の完了した日から7日以内に、登記完了報告書(別記様式第45号)に当該登記に係る登記簿の謄本を添えて、知事に提出しなければならない。

(監査の報告)

第34条 組合は、監事の監査を受けたときは、監査が終了した日から10日以内に、組合監査報告書(別記様式第46号)に監事の意見書及び監査日現在の合計残高試算表を添えて、知事に提出しなければならない。

(財産処分の方法の報告)

第35条 組合は、法第75条第1項(法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項、第100条第5項及び第100条の8第5項において準用する場合を含む。)の規定による財産の処分方法を定める総会の承認を得たときは、当該総会終了後14日以内に、組合財産処分方法報告書(別記様式第47号)に次掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、非出資組合にあっては、第2号の書類のうち貸借対照表を必要としない。

(1)～(3) [略]

(連合会の理事会又は監事会の開催報告)

第29条 組合は、組合員から次の各号に掲げる請求を受けたときは、直ちに、役員改選等請求報告書(別記様式第45号)に当該請求に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(規約の設定、変更又は廃止の報告)

第30条 組合は、規約を定め、変更し、又は廃止したときは、規約の設定、変更又は廃止を行った日から14日以内に、規約設定(変更、廃止)報告書(別記様式第46号)に規約の設定、変更又は廃止を決議した総会又は総代会の議事録の謄本及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(事故の報告)

第31条 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、事故報告書(別記様式第47号)に、その概況及び理由を記載し、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(事業休止等の報告)

第32条 組合は、30日を超える期間にわたって事業の全部又は一部を休止しようとするときは、組合事業休止報告書(別記様式第48号)に理由書及び監事の意見書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、休止していた事業を再開したときは、組合事業再開報告書(別記様式第49号)に理由書及び監事の意見書を添えて、知事に提出しなければならない。

(登記完了の報告)

第33条 組合は、法第101条から第107条まで又は第109条の規定による登記を完了したときは、当該登記の完了した日から7日以内に、登記完了報告書(別記様式第50号)に当該登記に係る登記簿の謄本を添えて、知事に提出しなければならない。

(監査の報告)

第34条 組合は、監事の監査を受けたときは、監査が終了した日から10日以内に、組合監査報告書(別記様式第51号)に監事の意見書及び監査日現在の合計残高試算表を添えて、知事に提出しなければならない。

(財産処分の方法の報告)

第35条 組合は、法第75条第1項(法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項、第100条第5項及び第100条の8第5項において準用する場合を含む。)の規定による財産の処分方法を定める総会の承認を得たときは、当該総会終了後14日以内に、組合財産処分方法報告書(別記様式第52号)に次掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、非出資組合にあっては、第2号の書類のうち貸借対照表を必要としない。

(1)～(3) [略]

(株式会社への組織変更の届出)

第36条 漁業生産組合は、法第86条の9の規定による組織変更の届出をしようとするときは、株式会社への組織変更届出書(別記様式第53号)に次掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 組織変更計画書

(2) 組織変更計画を承認した総会又は総代会の議事録の謄本

(3) 組織変更の登記に係る登記事項証明書

(4) その他知事が必要と認める書類

(連合会の理事会又は監事会の開催報告)

第36条 連合会は、理事会又は監事会を開催したときは、当該開催の日から14日以内に理事会（監事会）開催報告書（別記様式第48号）に議事録の謄本及び付議した議案等関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

第37条～第39条 [略]

第37条 連合会は、理事会又は監事会を開催したときは、当該開催の日から14日以内に理事会（監事会）開催報告書（別記様式第54号）に議事録の謄本及び付議した議案等関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

第38条～第40条 [略]

別記様式第48号中「第36条」を「第37条」に改め、同様式を別記様式第54号とする。

別記様式第47号を別記様式第52号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第53号 (第36条関係)

組 織 変 更 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名称及び代表者職氏名

印

年 月 日に 漁業生産組合は 株式会社へ組織変更しましたので、水産業協同
組合法第86条の9の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

別記様式第46号を別記様式第51号とし、別記様式第33号から第45号までを5号ずつ繰り下げ、別記様式第32号中「水産業協同組合法第85条の10の規定」を「水産業協同組合法第85条の14の規定」に改め、同様式を別記様式第37号とする。

別記様式第31号中「第86条第4項において準用する第69条第2項の規定」を削り、同様式を別記様式第34号とする。

別記様式第34号の次に次の2様式を加える。

様式第35号 (第22条の2 関係)

漁業生産組合吸収合併届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

存続する組合

所在地

名称及び代表者職氏名

㊦

解散する組合

所在地

名称及び代表者職氏名

㊦

組合と 組合は吸収合併したので、水産業協同組合法第85条の5第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

様式第36号 (第22条の2 関係)

漁業生産組合新設合併届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

設立委員

住所及び氏名

㊟

以下連署

組合と 組合は、合併して 組合を設立したので、水産業協同組合法
第85条の5第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

(注) 設立委員の住所及び氏名の欄には、設立委員全ての住所及び氏名について記載し、押
印すること。

別記様式第30号中「合併認可申請書」を「吸収合併認可申請書」に改め、「第86条第4項において準用する第69条第2項」を削り、同様式を別記様式第33号とする。

別記様式第29号を削る。

別記様式第28号中「第86条第4項において準用する第68条第2項」を削り、同様式を別記様式第30号とする。

別記様式第30号の次に次の2様式を加える。

様式第31号 (第21条関係)

組 合 解 散 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名称及び代表者職氏名

団

第68条第1項第3号

第68条第1項第4号

第68条第4項

第91条第1項第3号

組合が解散しましたので、水産業協同組合法第91条第1項第4号

第91条第4項

第96条第5項において準用する第68条

第100条第5項において準用する第68条

第100条の8第5項において準用する第91条

の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

様式第32号 (第21条関係)

漁 業 生 産 組 合 解 散 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名称及び代表者職氏名 印

組合を解散しましたので、水産業協同組合法第85条の4第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

別記様式第27号中「第86条第3項において準用する第63条第1項」を削り、同様式を別記様式第28号とする。
別記様式第28号の次に次の1様式を加える。

様式第29号（第19条の2関係）

漁 業 生 産 組 合 設 立 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名称及び代表者職氏名 印

組合を設立しましたので、水産業協同組合法第85条の2第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

別記様式第26号を別記様式第27号とし、別記様式第23号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、別記様式第22号中「第86条第2項において準用する第48条第4項」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第23号（第16条の2関係）

定 款 変 更 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名称及び代表者職氏名

印

定款を変更しましたので、水産業協同組合法第84条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

別記様式第21号中「第86条第2項において準用する第48条第2項」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の水産業協同組合法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の水産業協同組合法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

告 示

宮崎県告示第76号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年2月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
6	県道	日之影 字目線	西臼杵郡日 之影町大字 七折字平清 水8394番3 地先から同 郡同町同大 字同字8353 番3地先ま で	旧	7.9～ 37.4	250.0
				新	10.5～ 42.4	250.0

宮崎県告示第77号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年2月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
7	県道	緒方高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 上岩戸字常 光寺坂1621 番4地先か ら同郡同町 同大字同字 1621番4地 先まで	旧	7.0～ 8.8	32.7
				新	9.2～ 12.5	32.7

宮崎県告示第78号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年2月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
34	県道	都城串 間線	串間市大字 大矢取字奥 ノ田25番地 先から同市 同大字同字 25番地先ま で	旧	5.7～ 14.2	395.0
				新	8.8～ 33.5	395.0

宮崎県告示第79号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年2月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
204	県道	下野鹿 狩戸線	西臼杵郡高 千穂町大字 下野字板床 1392番地先 から同郡同 町同大字同 字1372番1 地先まで	旧	4.6～ 4.9	96.7
				新	6.2～ 11.9	96.7

宮崎県告示第80号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年2月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
360	県道	田代八 重綾線	小林市須木 中原柚園国 有林2106林 班と小班か ら同市須木 中原柚園国 有林2106林 班と小班ま で	旧	8.4～ 10.3	16.0
				新	33.9～ 50.8	16.0

宮崎県告示第81号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年2月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
367	県道	中村木 崎線	宮崎市大字 熊野字木崎 10375番 1 地先から同 市同大字同 字 10379番 2 地先まで	旧	12.8～ 24.0	41.1
				新	12.8～ 35.6	41.1

宮崎県告示第82号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年2月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
438	県道	北方南 郷線	日南市南郷 町潟上字橋 之山7855番 5 地先から 同市同町潟 上同字7855 番 4 地先ま	旧	9.5～ 12.6	22.0
				新	9.5～ 12.6	22.0

で

宮崎県告示第83号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年2月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字十根 川 877番17 地先から同 郡同村同大 字同字 880 番 4 地先ま で	令和2年2月6日

宮崎県告示第84号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年2月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
6	県道	日之影 字目線	西臼杵郡日 之影町大字 七折字平清 水8354番 1 地先から同 郡同町同大 字同字8335 番 7 地先ま で	令和2年2月6日

宮崎県告示第85号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年2月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
7	県道	緒方高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 上岩戸字常 光寺坂1621 番4地先か ら同郡同町 同大字同字 1621番4地 先まで	令和2年2月6日

宮崎県告示第86号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年2月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
34	県道	都城串 間線	串間市大字 大矢取字奥 ノ田25番地 先から同市 同大字同字 25番地先ま で	令和2年2月6日

宮崎県告示第87号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年2月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
204	県道	下野鹿 狩戸線	西臼杵郡高 千穂町大字 下野字板床 1392番地先 から同郡同 町同大字同 字1372番1 地先まで	令和2年2月6日

宮崎県告示第88号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年2月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
360	県道	田代八 重綾線	小林市須木 中原柚園国 有林2106林 班と小班か ら同市須木 中原柚園国 有林2106林 班と小班ま で	令和2年2月6日

宮崎県告示第89号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年2月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
367	県道	中村木 崎線	宮崎市大字 熊野字木崎 10375番1 地先から同 市同大字同 字 10379番 2地先まで	令和2年2月6日

宮崎県告示第90号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和2年2月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	村 内	01-02	地 滑 り
	塩 鶴	01-03	地 滑 り
	月の輪谷	01- 201- 2 - 024	土 石 流
	片ノ田谷2	01- 201- 2 - 025	土 石 流
	赤 木	01- 201- 2 - 029	土 石 流
	長嶺身の崎	I - 1 - 0039	急傾斜地の崩壊
	木花- 4 - 新①	I - 1 - 0083-新①	急傾斜地の崩壊
	坂 谷	I - 1 - 3064	急傾斜地の崩壊
	野 間 口	I - 1 - 3066	急傾斜地の崩壊
	生日台東- 新②	II - 1 - 4137-新②	急傾斜地の崩壊
	大 畑 - 6	II - 2 - 0309	急傾斜地の崩壊
	大 畑 - 10	III - 1 - 9074	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第91号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和2年2月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	月の輪谷	01- 201- 2 - 024	土 石 流
	赤 木	01- 201- 2 - 029	土 石 流
	長嶺身の崎	I - 1 - 0039	急傾斜地の崩壊
	木花- 4 - 新①	I - 1 - 0083-新①	急傾斜地の崩壊

坂 谷	I - 1 - 3064	急傾斜地の崩壊
野 間 口	I - 1 - 3066	急傾斜地の崩壊
生日台東- 新②	II - 1 - 4137-新②	急傾斜地の崩壊
大 畑 - 6	II - 2 - 0309	急傾斜地の崩壊
大 畑 - 10	III - 1 - 9074	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

次のとおり、水陸稲の奨励品種の選定をした。

令和2年2月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 選定をした年月日
令和2年1月10日
- 2 奨励品種として選定したもの
品種名
宮崎52号(早期水稲・うち種)
※品種登録出願公表(平成31年4月11日)

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和2年2月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
日向市
- 2 地籍調査を行った期間
平成28年7月1日から平成30年3月27日
- 3 地籍調査を行った地域
日向市美々津町の一部
- 4 認証年月日
令和2年1月30日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、宮崎市住吉土地改良区(宮崎市)から令和2年1月9日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和2年2月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、水ヶ崎地区県営土地改良事業(高千穂町、県営ため池等整備事業(土砂崩壊防止))に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年2月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間

令和2年2月6日から令和2年3月9日まで

3 縦覧場所
高千穂町役場農地整備課内

4 その他
この公告に係る土地改良事業計画の変更(以下「この計画の変更」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、こ

の計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和2年2月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-29)第8409号	東光電設	横山 重雄	宮崎県宮崎市高岡町内山2701-2	一般	電気工事業	令和元年12月16日付けで廃業した旨の届け	令和元年12月16日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第9492号	(有)六興	黒木 泰明	宮崎県東臼杵郡門川町南町4-13	一般	内装仕上工事業	令和元年12月16日付けで廃業した旨の届け	令和元年12月16日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第10671号	(有)松田工業	松田 武市	宮崎県宮崎市阿波岐原町江田原1645-6	一般	管工事業、機械器具設置工事業	令和元年12月18日付けで廃業した旨の届け	令和元年12月18日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第12739号	斉藤電業	斉藤 和美	宮崎県東諸県郡国富町大字木脇1225-1	一般	電気工事業	令和元年12月13日付けで廃業した旨の届け	令和元年12月13日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第13221号	アクト企画	矢野 幸伸	宮崎県宮崎市和知川原3-43-1フラット内藤302号室	一般	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業	令和元年12月26日付けで廃業した旨の届け	令和元年12月26日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第13461号	(有)古谷ホーム	古谷 富美子	宮崎県宮崎市佐土原町下田島20120-38	一般	内装仕上工事業	令和元年12月27日付けで廃業した旨の届け	令和元年12月27日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-01)第13868号	宇田須建築	宇田須 友嘉	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江1353-1	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	令和元年12月2日付けで廃業した旨の届け	令和元年12月2日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-26)第1886号	大豊建設(有)	早瀬 宗一	宮崎県串間市大字西方1177	一般	造園工事業、水道施設工事業	令和元年12月20日付けで廃業した旨の届け	令和元年12月20日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第7713号	(有)穂満組	穂満 綾子	宮崎県えびの市大字岡松1016	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	令和元年12月16日付けで廃業した旨の届け	令和元年12月16日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第10752号	(有)サンクス設備機器	出口 希俊	宮崎県東臼杵郡門川町東栄町4-3-23	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業	令和元年12月23日付けで廃業した旨の届け	令和元年12月23日(一部廃業)

					、水道施設工事業		
宮崎県知事許可 (特-01)第 11988号	(株)矢野興業	矢野 智久	宮崎県宮崎 市橋通西5 -1-23	特定	電気工事業	令和元年12月 26日付で廃 業した旨の届 け	令和元年12月26日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-28)第 12240号	(株)ハイドロク リーン21	稲富 忠彦	宮崎県宮崎 市別府町4 -9	一般	管工事業	令和元年12月 16日付で廃 業した旨の届 け	令和元年12月16日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第 12332号	エスケーハウ ス(株)	成竹 照義	宮崎県都城 市神之山町 1990-1	一般	電気工事業	令和元年12月 18日付で廃 業した旨の届 け	令和元年12月18日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-28)第 13582号	(株)エヌ・エス ・ピー	海江田 照雄	宮崎県都城 市太郎坊町 2111-1	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、舗装 工事業、塗装工事業、 水道施設工事業	令和元年12月 11日付で廃 業した旨の届 け	令和元年12月11日 (一部廃業)

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和2年2月6日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

- ア 並行移動書棚 1階及び3階 35台
- イ 並行移動書棚 8階 46台
- ウ 並行移動書棚 9階 64台

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和2年7月29日

(4) 納入場所 宮崎県防災拠点庁舎

(5) 入札方法 (1)の購入物品ごとにそれぞれを入札に付する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ア 平成31年宮崎県告示第122号に規定する資格を有する者であること。
- イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和2年3月12日までに下記3(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

上記2(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理

局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間 令和2年2月6日から令和2年2月20日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 期間 令和2年2月6日から令和2年3月19日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 交付期間 令和2年2月6日から令和2年3月12日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 提出期限 令和2年3月19日午前10時(送付にあっては、令和2年3月18日午後5時必着)

(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

7 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁1号館4階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

(2) 日時

- ア 並行移動書棚 1階及び3階 令和2年3月19日 午前10時
- イ 並行移動書棚 8階 令和2年3月19日 午前10時15分
- ウ 並行移動書棚 9階 令和2年3月19日 午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 10 落札者の決定の方法
 1 (1)の購入物品ごとに有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等
 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- 13 その他
 (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
 (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 ① Mobile book shelving 1・3F 35set
 ② Mobile book shelving 8F 46set
 ③ Mobile book shelving 9F 64set
 (2) Time limit for tender: 10:00 19 March 2020
 (3) Contact point for the notice: Treasury Bureau Article Management and Procurement Division, Article Procurement Section, Miyazaki Prefectural Government, Tachibanadori Higashi 2 - 10 - 1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985(26)7208

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 2 年 2 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
 (1) 購入物品及び数量
 ア 執務デスク 1 階及び 3 階 171台
 イ 執務デスク 2 階 268台
 ウ 執務デスク 8 階 222台
 エ 執務デスク 9 階 202台
 (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
 (3) 納入期限 令和 2 年 7 月 29 日
 (4) 納入場所 宮崎県防災拠点庁舎
 (5) 入札方法 (1)の購入物品ごとにそれぞれを入札に付する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
 (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 ア 平成 31 年宮崎県告示第 122 号に規定する資格を有する者であること。
 イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等

- のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和 2 年 3 月 12 日までに下記 3 (1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。
- 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法
 上記 2 (1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。
 (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7208
 (2) 申請書類の受付期間 令和 2 年 2 月 6 日から令和 2 年 2 月 20 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで) とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。
 なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
 (1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
 (2) 期間 令和 2 年 2 月 6 日から令和 2 年 3 月 19 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)
- 5 入札説明書の交付場所及び交付期間
 (1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
 (2) 交付期間 令和 2 年 2 月 6 日から令和 2 年 3 月 12 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 (1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
 (2) 提出期限 令和 2 年 3 月 19 日午前 10 時 (送付にあっては、令和 2 年 3 月 18 日午後 5 時必着)
 (3) 提出方法 持参又は送付 (送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。) によること。
- 7 開札の場所及び日時
 (1) 場所 宮崎県庁 1 号館 4 階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
 (2) 日時
 ア 執務デスク 1 階及び 3 階 令和 2 年 3 月 19 日 午前 10 時 45 分
 イ 執務デスク 2 階 令和 2 年 3 月 19 日 午前 11 時
 ウ 執務デスク 8 階 令和 2 年 3 月 19 日 午前 11 時 15 分
 エ 執務デスク 9 階 令和 2 年 3 月 19 日 午前 11 時 30 分
- 8 入札保証金
 入札保証金については、宮崎県財務規則 (昭和 39 年宮崎県規則第 2 号) 第 100 条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第 125 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
 1 (1)の購入物品ごとに有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等
 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
- ① Double pedestal desk, single pedestal desk and sidedesk
1・3F 171 set
- ② Double pedestal desk, single pedestal desk and sidedesk
2F 268 set
- ③ Double pedestal desk, single pedestal desk and sidedesk
8F 222 set
- ④ Double pedestal desk, single pedestal desk and sidedesk
9F 202 set
- (2) Time limit for tender: 10:00 19 March 2020
- (3) Contact point for the notice: Treasury Bureau Article Management and Procurement Division, Article Procurement Section, Miyazaki Prefectural Government, Tachibanadori Higashi 2 - 10 - 1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985(26)7208

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第 4 号

平成31年 4 月 7 日執行宮崎県議会議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 192条第 1 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 2 年 2 月 6 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

--	--